

第9 特定口座内保管上場株式等の譲渡による 所得等の源泉徴収事務

①証券業者（金融商品取引業者（第1種金融商品取引業を行う者に限ります。））、②銀行、協同組織金融機関等（登録金融機関）、③投資信託委託会社（以下これらを「金融商品取引業者等」といいます。）に開設された特定口座内に保管されていた上場株式等を譲渡した場合の所得等については、その特定口座内の譲渡による所得等とその特定口座以外の譲渡による所得等とを区分して計算することとされています。

また、特定口座を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得等について申告不要の特例を設け、その特例の前提として、居住者が源泉徴収方式を選択した特定口座については、上場株式等の譲渡又は信用取引等により一定の利益金額が発生した場合には、その譲渡の対価の額又は信用取引等の差益に相当する金額の支払をする金融商品取引業者等が、その支払をする際に、その一定の利益金額に7.147%^(注)の税率を乗じて計算した金額の所得税及び復興特別所得税を徴収し納付することとされています（措法37の11の4①、平15改正法附則79②、平20改正法附則45）。

（注）このほかに地方税3%の特別徴収が必要です。なお、平成26年1月1日以後は15.315%（他に地方税5%）の源泉徴収税率が適用されます。

I 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等に一定の要件を満たす特定口座を開設した場合において、その特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の譲渡及びその特定口座において処理した信用取引又は発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）による上場株式等の譲渡（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）から生ずる所得の金額は、他の株式等の譲渡等による所得の金額と区分して計算することとされています（措法37の11の3、措令25の10の2）。

1 特定口座の意義

「特定口座」とは、居住者等が、上記の特例の適用を受けるために、金融商品取引業者等の営業所（国内にある営業所又は事務所をいいます。）に対し、「特定口座開設届出書」を提出して、その金融商品取引業者等と

の間で締結した一定の事項が定められた「上場株式等保管委託契約」又は「上場株式等信用取引等契約」に基づき設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（これらの契約及び上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（措法37の11の3③一）。

2 特定口座の開設等の手続

(1) 特定口座開設届出書の提出

「特定口座開設届出書」は、取得した上場株式等を最初にその口座に受け入れる時、又はその口座で最初に信用取引等を開始する時のいずれか早い時までに提出することとされています（措令25の10の2⑥）。

（注）特定口座開設届出書の提出後、上記Iの特例の適用を受けることをやめようとする場合には、特定口座廃止届出書を提出することとされています（措令25の10の7①）。

(2) 特定口座開設時の告知義務

居住者等は、「特定口座開設届出書」を提出する際、金融商品取引業者等の営業所の長に住民票の写しその他の書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知し、その告知をした事項について確認を受けることになっています（措法37の11の3④）。

（注）住民票の写しその他の書類とは、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証、旅券、在留カードなど一定の書類をいいます（措令25の10の3②、措規18の12②）。

(3) 特定口座開設届出書の受理

金融商品取引業者等の営業所の長は、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている「特定口座開設届出書」及びその金融商品取引業者等に既に特定口座を開設している者から重ねて提出された「特定口座開設届出書」については、これを受理できません（措法37の11の3⑤）。

(4) 特定口座継続適用届出書の提出

「特定口座開設届出書」を提出した居住者等が出国により居住者等に該当しなくなった場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対して「特定口座廃止届出書」を提出したものとみなして、その口座において出国後に行われた上場株式等の譲渡等による所得については、I及びIIの特例を適用しないこととされます（措令25の10の5①）。

ただし、居住者等が特定口座に保管されていた上場株式等の全てについて、出国をした後引き続き金融商品取引業者等の営業所に開設されている口座（出国口座）に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、その出国口座において保管の委託をし、かつ、帰国をした後その金融商品取引業者等の営業所に再び設定する特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその特定口座に保管の委託をしようとするときは、以下の要件を満たす場合に限り、その出国口座から特定口座にその上場株式等を移管することができます（措令25の10の5②）。

- ① 出国をする日までに「特定口座継続適用届出書」を提出すること。
- ② 帰国をした後、「特定口座開設届出書」とともに「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」を提出すること。

（注）出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等は、出国の日から「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」を提出する日までの間に、その出国口座への受入れ又は払出しが行われない場合（一定のものを除きます。）におけるその上場株式等と同一銘柄の上場株式等とされています（措令25の10の5③）。

3 上場株式等の範囲

「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます（措法37の11の3②、措令25の10の2⑤、措規18の11④）。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等
- ② 店頭売買登録銘柄（株式で、認可金融商品取引業協会がその定める規則に従い、店頭売買につき、売買価格を発表し、かつ、その株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをして登録された株式）
- ③ 店頭転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債で、認可金融商品取引業協会がその定める規則に従い、店頭売買につき、売買価格を発表し、かつ、その新株予約権付社債の発行法人に関する資料を公開するものとして指定をしたものをして登録された株式）
- ④ 店頭管理銘柄株式（金融商品取引所への上場が廃止され、又は店頭売買登録銘柄としての登録が取り消された株式のうち、認可金融商品取引業協会がその定める規則に従い指定をしたものをして登録された株式）
- ⑤ 認可金融商品取引業協会の定める規則に従い、登録銘柄として認可金融商品取引業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券
- ⑥ 外国金融商品市場において売買されている株式等
- ⑦ 公募株式等証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の受益権

⑧ 特定投資法人の投資口

- (注) 「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含み、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして一定のものを除きます。）をいいます（措法37の10②）。
- ① 株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含みます。）
 - ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、③を除きます。）
 - ③ 新株予約権付社債（転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を含みます。）
 - ④ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権を含みます。）
 - ⑤ 公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を含みます。）の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権
 - ⑥ 特定受益証券発行信託の受益権

4 譲渡の範囲

上場株式等の「譲渡」とは、次に掲げるものをいいます（措法37の10③④、37の12の2②、措令25の11の2④⑤⑥）。

- ① 金融商品取引業者等への売委託による譲渡^(注1)
- ② 金融商品取引業者に対する譲渡
- ③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する一定の譲渡
- ④ 法人の合併、分割、資本の払戻し、解散、自己の株式若しくは出資の取得、出資の消却又は組織変更等により交付を受けた金銭の額等に対応した権利の移転又は消滅
- ⑤ 株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る一定の信託の分割により交付を受けた金銭の額等に対応した権利の移転又は消滅^(注2)
- ⑥ 株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人に対する譲渡
- ⑦ 買取請求の方法による単元未満株式の譲渡及び取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡のうち一定のもの
- ⑧ 改正前の商法の規定による買取請求の方法による端株の譲渡
- ⑨ 発行法人が行う一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売

等によるその上場株式等の譲渡

- ⑩ 信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの

(注) 1 「売委託」とは、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をいいます（措通（譲）37の12の2－1）。

2 株式等証券投資信託のうち公募株式等証券投資信託については、その信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額等の全額が株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

また、特定受益証券発行信託のうち上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券等、210ページ5（注）2参照）については、上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額等の全額が株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます（措法37の10④一）。

3 国内において株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払われる償還・解約金のうち、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税される部分の金額については、「株式等の譲渡の対価等の支払調書」等の提出が必要です（所法224の3、225、228）。

また、上記2の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払われる金銭の額等で、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税されるものは、「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」等の提出が必要です。

II 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例

1 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等

(1) 制度の概要

居住者等が源泉徴収の選択をした特定口座（以下「源泉徴収選択口座」といいます。）を通じて行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡等により、一定の方法により計算した差益（以下「源泉徴収選択口座内調整所得金額」といいます。）が生じた場合には、その譲渡対価等の支払をする金融商品取引業者等は、その支払をする際、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に対し7.147%（他に地方税3%）の税率による所得税及び復興特別所得税を徴収しなければなりません（措法37の11の4①、平20改正法附則45）。

なお、平成26年1月1日以後は15.315%（他に地方税5%）の税率が適用されます。

(2) 源泉徴収の選択をしようとする場合の手続

その年の特定口座内保管上場株式等の譲渡等につき源泉徴収の選択を

しようとする人は、その特定口座ごとにその年の次のうちいずれか早い時までに「特定口座源泉徴収選択届出書」を金融商品取引業者等に提出しなければなりません（措法37の11の4①、指令25の10の11①）。

- ① その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時
- ② 特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時

（注） 源泉徴収の選択は各年ごとに行います。また、譲渡又は差金決済ごとに源泉徴収するか否かを選択することはできません。

2 源泉徴収選択口座内配当等

（1）制度の概要

居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等については源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされており（当該配当等を「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。）、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額は、他の配当等に係る配当所得の金額と区分して計算することとされています（措法37の11の6）。

（2）源泉徴収選択口座内配当等の意義

源泉徴収選択口座内配当等とは、居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等のうち、その居住者等がその源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等と締結した上場株式配当等受領委任契約に基づきその源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられたものをいいます（措法37の11の6①）。

（3）源泉徴収選択口座への受入れを選択しようとする場合の手続

源泉徴収選択口座への受入れを選択しようとする人は、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書（以下「受入開始届出書」といいます。）」をその源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等に提出しなければなりません（措法37の11の6②、指令25の10の13②）。

なお、受入開始届出書を提出した居住者等に対して、提出した日以後に支払の確定する上場株式等の配当等で、受入開始届出書を提出した金融商品取引業者等から支払われるものは、その全てを源泉徴収選択口座に受け入れなければなりません（措法37の11の6③）。

また、受入れをやめる場合は、「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を金融商品取引業者等に提出する必要があります（指令25の10の13④）。

3 源泉徴収税額の計算

(1) 源泉徴収選択口座内調整所得金額

「源泉徴収選択口座内調整所得金額」とは、特定口座内保管上場株式等の譲渡等が行われた場合において、その居住者等に係る次の算式により計算した金額が生じるときにおけるその金額をいい、金融商品取引業者等はその金額について7.147%（他に地方税3%）の税率で源泉徴収を行うこととされています（措法37の11の4①②、措令25の10の11③～⑤、平20改正法附則45）。

源泉徴収の対象となる

源泉徴収選択口座内調整所得金額

$$\text{（その年の1月1日から対象譲渡等の時の以前の譲渡等に係る次の金額（零を下回るときは零）} \\ \boxed{\text{特定口座内保管上場株式等の譲渡}} \\ \boxed{\text{譲渡収入金額} - \text{取得費等の総額}} \\ + \\ \boxed{\text{上場株式等の信用取引等の差金決済}} \\ \boxed{\text{差益金額} - \text{差損金額の総額}} \\ \text{（源泉徴収口座内通算所得金額）} \\ - \\ \boxed{\text{特定口座内保管上場株式等の譲渡}} \\ \boxed{\text{譲渡収入金額} - \text{取得費等の総額}} \\ + \\ \boxed{\text{上場株式等の信用取引等の差金決済}} \\ \boxed{\text{差益金額} - \text{差損金額の総額}} \\ \text{（源泉徴収口座内直前通算所得金額）} \\ =$$

（注） 上記算式中の用語の意義については次のとおりです。

1 「譲渡収入金額」とは、その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額のうちその源泉徴収選択口座において処理された金額をいいます。

また、「取得費等」とは、その譲渡につき上記の譲渡収入金額がある場合におけるその特定口座内保管上場株式等に係る源泉徴収選択口座において処理されたその取得費等の金額をいいます。

2 「差益金額」とは源泉徴収選択口座において差金決済が行われた上場株式等の信用取引等に係る次の(1)から(2)を控除した残額をいい、「差損金額」とは、その信用取引等に係る次の(2)から(1)を控除した残額をいいます。

(1) その信用取引等による上場株式等の譲渡又はその信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る収入金額のうちその源泉徴収選択口座において処理された金額

(2) 上記(1)の信用取引等に係る上場株式等の買付けにおいてその上場株式等を取得するために要した金額、委託手数料の額等のうちその源泉徴収選択口座において処理された金額の合計額

なお、上記の計算において、源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、金融商品取引業者等はその都度、その満たない部分の金額に対し7.147%（他に地方税3%）を乗じた金額を還付することとされています（措法37の11の4③、平20改正法附則45、復興財確法28③）。

(2) 源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収に関する特例（損益通算）

源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その徴収して納付すべき税額は、その年中における源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除（損益通算）した残額に対して源泉徴収税率（206ページ参照）を乗じて計算します（措法37の11の6⑥、措令25の10の13⑧）。

また、居住者等に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に金融商品取引業者等がその源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に既に徴収した所得税及び復興特別所得税の額が上記により計算した納付すべき税額を超えるときは、その金融商品取引業者等は、その居住者等に対し、その超える部分の金額に相当する所得税及び復興特別所得税の額を還付しなければなりません（措法37の11の6⑦、復興財確法28③）。

(3) 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措法37の11の4①、37の11の6⑤、措令25の10の11⑥、25の10の13⑬、国税通則法34①、復興財確法28⑤、復興特別所得税政令10①、復興特別所得税省令6）。

（注） 上記のほか、納付期日については以下のとおりの規定があります（措令25の10の11②、25の10の13⑦）。

- 1 金融商品取引業者等の営業の全部又は一部の譲渡により源泉徴収選択口座に関する事務が移管された場合……その譲渡の日の属する月の翌月10日
- 2 金融商品取引業者等の分割により源泉徴収選択口座に関する事務が移管された場合……その分割の日の属する月の翌月10日
- 3 金融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をした場合……その解散又は廃止の日の属する月の翌月10日
- 4 特定口座廃止届出書の提出があった場合……その提出があった日の属する月の翌月10日
- 5 特定口座開設者死亡届出書の提出があった場合……その提出があった日の属する月の翌月10日

(4) 源泉徴収の適用を受けた場合の効果

源泉徴収選択口座を有する居住者等が、その年分の株式等の譲渡等に係る譲渡所得等につき所得税の確定申告をするときは、その特定口座内保管上場株式等に係る譲渡所得等の金額を除いたところで確定申告することができます^(注)（措法37の11の5①）。

(注) 源泉徴収選択口座において生じた所得又は所得の計算上生じた損失の金額を申告することもできます。申告を選択する具体的なケースとしては、源泉徴収選択口座において生じた所得又は所得の計算上生じた損失の金額について、①その特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と通算する場合、②上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用を受ける場合などが考えられます。

また、源泉徴収選択口座において、源泉徴収選択口座内配当等と上場株式等に係る譲渡損失の金額を損益通算している場合において、その上場株式等に係る譲渡損失の金額について申告するときは、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得も併せて申告しなければなりません。